

# 利用規定 (カンファレンスルーム1DAY会員)

## 第1条 (運営組織とラウンジの提供)

1. 鉄鋼エグゼクティブラウンジ & カンファレンスルームの鉄鋼エグゼクティブラウンジ(以下「本ラウンジ」という)は、本規定に基づき、株式会社鉄鋼ビルディング(以下「運営者」という)が運営組織として提供するものとします。
2. 所在地:東京都千代田区丸の内1-8-2南館4階
3. 1DAY会員が本ラウンジ内で利用できる範囲は運営者指定の利用可能施設(以下「利用可能施設」という)に限定するものとします。

## 第2条 (目的)

本ラウンジは、第3条に定める各会員の専用ラウンジとして、施設とサービスを提供することを目的とします。

## 第3条 (会員資格)

1. 1DAY会員とは、運営者が定める入会手続きを完了した鉄鋼カンファレンスルーム利用者をいうものとし、利用日当日に限り会員資格は認められるものとします。
2. 会員属性は(1)正会員(個人会員、法人会員)、(2)1DAY会員(以下「会員」という)の2種類の資格を設けることとします。

## 第4条 (規則)

1. 運営者は、本ラウンジの全ての会員が本ラウンジを利用する上で守るべき規則として、本規定を定めるものとします。この効力は全ての会員に適用されるものとします。
2. 運営者は、前項の他にも必要に応じて規定または規則を定めるものとします。この効力は全ての会員に適用されるものとします。

## 第5条 (反社会的勢力の排除)

現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という)のいずれかに該当する場合、反社会的勢力に支配されている場合もしくは反社会的勢力と何らかの関係の有している場合には、本ラウンジの利用が認められないものとします。会員になろうとする者は、運営者に対し、自らが反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力に支配されていないこと及び反社会的勢力と一切の関係を有していないことを表明するものとします。

## 第6条 (定休日・営業時間)

1. 定休日は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始、運営者が休館日と定めた日、当施設の改修・補修および点検日とするものとします。
2. 本ラウンジの営業時間は、原則として7:00から21:00とするものとします。
3. 前項のほか、天災地変等により本ラウンジ施設が不測の損害を被った場合、運営者は、相当な期間本ラウンジの全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。

## 第7条 (会員の権利と義務)

1. 会員は本規定及び諸規定を遵守の上、本ラウンジ施設及び付随するサービスを利用することができるものとします。
2. 会員は、運営者の定めた利用可能施設利用料の支払いその他本規定及び諸規定に定める会員の債務を履行しなければならないものとします。
3. 会員は、秩序ある行動を心がけ、自己の責任において施設の利用を行うものとします。

## 第8条 (会員資格の譲渡及び承継)

会員たる地位及びこれに基づく権利は、譲渡・貸与することはできないものとします。

(続く)

#### **第9条(禁止事項)**

運営者は、会員が次の各号の行為を行うことを禁止します。

各号の行為・事実が発覚した場合、運営者の判断により本ラウンジの利用をお断りする可能性があることを会員はあらかじめ了承するものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (2) 本ラウンジの品位を損なうこと
- (3) 本ラウンジの利用目的を逸脱して利用すること
- (4) 反社会的勢力の利益になる行為を行うこと
- (5) 宗教に関する行為(勧誘を含む)を行うこと
- (6) 本ラウンジの会員に迷惑を及ぼす行為を行うこと
- (7) 本ラウンジを含む建物の設備、器具、備品等を汚損し、損傷をあたえること(釘、画鋸、ピン打ちを含む)
- (8) 発火、引火、爆発その他危険を生じる恐れがある物または悪臭を発する物を持ち込むこと
- (9) 本ラウンジ内(指定場所を除く)で喫煙すること
- (10) 本ラウンジ内で撮影を行うこと
- (11) 本ラウンジ内に盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと
- (12) 運営者の承諾無く、販売行為や宣伝活動ならびに募金活動を行うこと
- (13) その他運営者が不相当であると認める行為を行うこと

#### **第10条(会費の支払い)**

会費と本ラウンジ諸施設並びにサービス利用料金の支払いは、運営者が指定する方法により決済するものとします。

#### **第11条(運営者の責任)**

本ラウンジ施設内において生じた盗難及び紛失、施設利用中の事故等については運営者及び運営スタッフは一切損害賠償の責を負わないものとします。

#### **第12条(本規定及び諸規定違反)**

1. 会員が本規定または諸規定に違反したことによる、人的または物的損害に対する賠償責任は全て会員が負うものとします。
2. 運営者は、自らまたは運営者の指定する第三者の名において、当該会員に対して、損害の賠償を請求できるものとし、この場合、当該会員はその損害を直ちに賠償しなければならないものとします。

#### **第13条(個人情報)**

1. 会員の個人情報は、本ラウンジの運営を目的とした業務に限り利用するものとします。登録会員への回答や登録内容について不明の点がある際には、お問い合わせ等にも利用することとします。
2. 運営者は、前項の利用目的の範囲において運営者の業務委託先に個人情報の取り扱いを委託することができるものとします。この場合、業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付けるための契約を締結するとともに、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性、正確性の確保を図ることとします。また、万が一、問題が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに是正措置を講ずるものとします。

(2017年4月1日制定)